

## 社会法判例研究（第十六回）

社会法判例研究会  
九州大学法学部助手

相澤，直子  
九州大学法学部助手

<https://doi.org/10.15017/2132>

---

出版情報：法政研究. 65 (3/4), pp.267-278, 1999-01-21. 九州大学法政学会  
バージョン：  
権利関係：

## 社会法判例研究（第一六回）

### 社会法判例研究会

#### 東京都（管理職選考受験資格）事件

東京高裁平成九年一月二六日判決、平八（行コ）第六  
二号、管理職選考受験資格確認等請求控訴事件、変更、  
上告。判例タイムズ九六〇号七九頁

相澤 直子

#### 【事実の概要】

一、原告Xは、昭和二五年に日本で出生し大韓民国籍を有する、「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」（平成三年法律第七一号）に定める特別永住者であり、昭和六三年に保健婦資格を取得し、同年四月、昭和六一年に保健婦の採用の要件からいわゆる国籍条項を撤廃していた被告Y（東京都）に、外国人として初めて保健婦として採用された者である。Xは、Y日野保健所に昭和六三年四月から平成五年三月ま

で勤務したが、平成四年一月には主任試験に合格し、平成五年四月、主任としてY八王子保健所西保健相談所に配属され、以降原判決時まで四級職にあった。

二、平成六年三月一〇日、Xは、Y人事委員会が実施する平成六年度管理職選考試験を受験するため申込書を提出しようとしたが、Y八王子保健所副所長は、日本国籍を有しない職員は公権力の行使や公の意思の形成に参画する職に就くことはできず、Xに受験資格はないとして受け取りを拒否した。また、平成七年度については、Yが同年度の管理職選考実施要綱及び受験申込書用紙をXに配付しなかった。このため、Xは平成六年五月二二日及び平成七年五月二八日にそれぞれ実施されたこれらの試験を、いずれも受験することができなかった。

三、右の管理職選考は、知事、公営企業管理者、議会議長、代表監査委員、教育委員会、選挙管理委員会、海区漁業調整委員会又は人事委員会が任命権を有する職員に対する課長級の職への第一次選考であり、Xが受験を希望した選考の種別A（以下「選考種別A」という）については、Y人事委員会の定めた「平成六年度管理職選考実施要綱」（以下「平成六年度実施要綱」という）において、一定の

受験資格（同実施要綱別表1の職務に従事、四級職在職かつ在職二年以上五年未満、既に選考種別Aを三回受験できた者を除く）が定められていた。「平成七年度管理職選考実施要綱」（以下「平成七年度実施要綱」という）もこれと同様の規定を置くものであったが、更に、平成六年度実施要綱にはなかった日本国籍を有することという要件が加えられていた。また、Yにおける課長級の職への管理職選考（以下「管理職選考」という）の実施に関しては、Y人事委員会が管理職選考を行う年度ごとに管理職選考実施要綱を定めて知事、公営企業管理者等の任命権者に右管理職選考に関する事務処理を依頼し、各任命権者がそれぞれの職場に伝達して実施手続上の事務（人事記録の送付、受験申込の取次等）が行われている。

四、Yにおける知事の権限に属する事務に係る決定権限の合理的配分と決定手続を定める事案決定規程によれば、事案の決定は、決定結果の重大性に応じて、知事又は出納長若しくは局長、部長若しくは課長が行うものとされ（規程三条）、各職層の決定権限の内容・範囲は、同規程別表に決定事項の種類に応じて定められている。Yにおける管理職には、右以外に、直接には事案の決定権限を有しないが、

事案の決定過程に関与する次長、技監、理事（局長級）、参事（部長級）、副参事（課長級）等の職があり、そのほかにも、計画の企画や専門分野の研究など、スタッフとして職務を行い、事案の決定権限を有せず、事案の決定過程に関与する蓋然性も少ない管理職員（以下「スタッフ職」という）も若干存在している。当該管理職については職種による人事管理は行われておらず、当初はスタッフ職において選考に合格し管理職に任用されても、その後の昇任に伴って、当初従事していた以外の分野の仕事にも担当が及び、職員の人事管理事務、事業の進行管理事務等の管理的な事務に就くことがある。なお、Yにおいては、管理職選考試験に合格すると候補者名簿に登載され、その数年後、最終的な任用選考を経て管理職に任用される。

五、既述の平成六年度及び同七年度管理職選考における受験拒否というYの措置に対し、Xは、行政機関により形成された「公務員に関する当然の法理」という包括的・抽象的基準で外国人の公務就任や管理職への就任を制約することは、法治主義（法律による行政）の原則に反し、また、職業選択の自由（憲法第二二条第一項）や幸福追求権（憲法第一三条）を侵害し、平等原則（憲法第一四条）に違反

すること、国籍を理由とする差別的取扱いを禁じる労働基準法第三条に違反すること、地方公務員法上の平等取扱い、能力実証主義の原則を定める諸規定（同法第一三条、第一五条、第一九条）に違反することを主張して、平成七年度及び同八年度の右試験の受験資格の確認と慰謝料の支払いを求め東京地裁に訴えを提起した。これに対し、原判決は、Xの請求のうち受験資格の確認については不合法として訴えを却下し、慰謝料の支払いについては請求を棄却した。

六、右の判決を不服としてXが控訴したのが本件である。

### 【判旨】

受験資格の確認請求の却下に対する控訴棄却、慰謝料請求一部認容、その余の請求棄却

#### 一・受験資格の確認請求について

地方公共団体においては、人事委員会が職員の競争試験、選考及び受験資格の設定を行うのであるから（地方公務員法第八条、第一八条及び第一九条）、本件は、XY間の公法上の法律関係に関する訴訟（行政事件訴訟法第四条後段）であると解される。

しかし、Xの右の訴えのうち、「平成七年度の受験資格

の確認を求める点については、既に同年度の管理職選考は同年五月二八日に実施済みであることが明らかであり、右の確認が現在の原被告間の法律関係に何ら影響を及ぼすものではないから、その確認の利益がないというほかはない。」

「また、平成八年度の管理職選考の受験資格の確認を求める点についても、東京都人事委員会は平成七年度実施要綱におけると同様の内容の平成八年度実施要綱を定めて、既に同年度の管理職選考を実施済みであることは弁論の全趣旨により明らかであるから、前同様確認の利益がないといわざるを得ない。」

#### 二・慰謝料請求について

1. 憲法が明らかにする国民主権の原理（前文第一項、第一条）にいう国民とは、「日本国民すなわち我が国の国籍を有する者を意味することは明らかである。」そうであるならば、憲法第一五条第一項（公務員の選定罷免権）の規定の保障は、「その権利の性質上日本国民のみをその対象としたもので」、「我が国に在住する外国人には及ばないものと解さざるを得ない。」また、「前示の国民主権の原理及びこれに基づく憲法第一五条第一項の規定の趣旨にかん

がみ、かつ、地方公共団体が我が国の統治機構の不可欠の要素をなすものであることを併せ考えると、「憲法第九三条第二項（地方公共団体の機関の直接選挙）にいう住民とは、「地方公共団体の区域内に住所を有する日本国民を意味し、我が国に在住する外国人は、右規定による権利を保障されていないと解するのが相当である。」したがって、これらの憲法の各条文による保障を前提に「我が国に在住する外国人も、憲法上、国又は公共団体の公務員に就任する権利が保障されているということではできない。」もつとも、憲法のこれらの規定は外国人に右の権利を保障するものではないが、「我が国に在住する外国人について、公務員に選任され、就任することを禁止したものではないから、国民主権の原理に反しない限度において我が国に在住する外国人が公務員に就任することは、憲法上禁止されていないものと解すべきである。」

なお、我が国に在住する特別永住者は、日本国籍を有するに至ったわけではないから、特別永住者たることをもつて、憲法上の主権者たる日本国民と同視することはできず、「国民主権の原理に反しない限度において国又は地方公共団体の公務員に就任することができるにすぎないものとい

うべきである。」

2. 「憲法第三章の諸規定による基本的人権の保障は、権利の性質上日本国民のみをその対象としてしていると解されるものを除き、外国人にも等しく及び、憲法第二条第一項の職業選択の自由、第一三条の幸福追求の権利、第四条第一項の平等原則の規定についても、原則として、その保障が及ぶものといふべきである。」

3. 以上を踏まえて、検討するに、

(1) まず、憲法が国家統治の基本原則として採用する国民主権の原理は、「単に公務員の選定罷免の場面についてのみ日本国民が関与すれば足りるとするのではなく、我が国の統治作用が実質的に主権者である日本国民によって行われること、すなわち、我が国の統治作用の根本に関わる職務に従事する公務員は日本国民をもって充てられるべきことを要請しているものと解される。」

(2) 「国の公務員をその職務内容に即してみても、国の統治作用である立法、行政、司法の権限を直接に行使する公務員（例えば、……）と、公権力を行使し、又は公の意思の形成に参画することによって間接的に国の統治作用に関わる公務員と、それ以外の上司の命を受けて

行う補佐的・補助的な事務又はもっぱら学術的・技術的な専門分野の事務に従事する公務員とに大別することができる。」以上のうち、第一の種類の公務員については「外国人がこれに就任することを認めることは、国民主権の原理に反するものとして、憲法上許されない」。また、第二の種類の公務員については、国の統治作用に関わる程度は間接的であり、しかも、その職務の内容は広範多岐に亘り、よって右の関わりにも強弱の差があるので、「その職務の内容、権限と統治作用との関わり方及びその程度を個々、具体的に検討することによって、国民主権の原理に照らし、外国人に就任を認めることが許されないものと外国人に就任を認めて差支えないものとを区別する必要がある。」これに対し、第三の種類の公務員は、その職務内容が国の統治作用に関わる蓋然性及びその程度は極めて低く、「外国人がこれに就任しても、国民主権の原理に反するおそれはほとんどないものといえよう。」このように、国の公務員にも我が国に在住する外国人が就任しうる職種が存在し、この種の公務員については、「我が国に在住する外国人に対して、これへの就任について、憲法第二二条第一項、第一

四条第一項の各規定の保障が及ぶものというべきである。」

(3) 我が国に在住する外国人の地方公務員就任については、「民主主義社会における地方自治の重要性にかんがみ、住民の日常生活に密接な関連を有する公共的事務は、その地方の住民の意思に基づいてその区域の地方公共団体が処理するという政治形態を憲法上の制度として保障しようとする」憲法第八章の地方自治に関する規定の趣旨に照らせば、「我が国に在住する外国人であつて特別永住者等その居住する区域の地方公共団体と特段に密接な関係を有するものについては、その意思を日常生活に密接な関連を有する地方公共団体の公共的事務の処理に反映させ、また、自らこれに参加していくことが望ましいものというべきである。したがって、我が国に在住する外国人、特に特別永住者等の地方公務員就任については、国の公務員への就任の場合と較べて、おのずからその就任し得る職務の種類は広く、その機会は多くなるものということができる。」

4. 「右のとおり、憲法は、我が国に在住する外国人が国民主権の原理に反しない限度で地方公務員に就任するこ

とを禁止するものではないが、地方公務員の中でも、管理職は、地方公共団体の公権力を行使し、又は公の意思の形成に参画するなど地方公共団体の行う統治作用に関わる蓋然性の高い職であるから、地方公務員に採用された外国人が日本国籍を有する者と同様当然に管理職に任用される権利を保障されているとすることは、国民主権の原理に照らして問題があるといわざるを得ない。」しかし、管理職であっても統治作用への関わり方の程度の弱いものも存在するので、「すべての管理職について、国民主権の原理によつて外国人をこれに任用することは一切禁じられていると解することは相当でなく、ここでも、職務の内容、権限と統治作用との関わり方及びその程度によつて、外国人を任用することが許されない管理職とそれが許される管理職とを分別して考える必要がある。」そして、後者については、我が国に在住する外国人を任用しても「国民主権の原理に反するものではなく、したがって、憲法第二二条第一項、第一四条第一項の規定による保障が及ぶものと解するのが相当である。」

5. Yの管理職にも、「事案の決定権限を有しない管理職が一割強存在し、しかも、この者たちが事案の決定過程

に關与するといつても、その関わり方及び関わり方の程度は、広狭・強弱様々であるから、「一律にすべて外国人の管理職への任用（昇任）を認めないとするのは相当でなく、その職務の内容、権限と事案の決定との関わり方及びその程度によつて、外国人を任用することが許されない管理職とそれが許される管理職とを区別して任用管理を行う必要がある」といふべきである。そして、後者の管理職への任用については、我が国に在住する外国人にも、憲法第二二条第一項の職業選択の自由や憲法第一四条第一項の平等原則の保障が及ぶことは、前述したところから明らかである。」

そして、Xが受験しようとした管理職選考は、課長級の職への第一次選考として行われるものであり、これに合格した者は候補者名簿に登録され、数年後、最終的な任用選考を経て昇任するのであるから、「課長級の職に昇任するためには、管理職選考を受験する必要があるものであり、しかも、さきにみたところによれば、課長級の管理職の中にも、外国籍の職員に昇任を許しても差支えないものも存在するといふべきであるから、外国籍の職員から管理職選考の受験の機会を奪うことは、外国籍の職員の課長級の管理職への昇任の途を閉ざすものであり、憲法第二二条第一

項、第一四条第一項に違反する違法な措置であるといわなければならぬ。」

#### 6. 本件受験拒否の適否

既にみてきたところによれば、Xの受験申込書の受け取りを拒否し、平成六年度管理職選考を受験させなかったYの措置が「憲法第二二条第一項、第一四条第一項に違反する違法なものであることは、明らかである。」また、平成七年度実施要綱及び受験申込書用紙をXに配付しなかったという、Yの措置が「憲法第二二条第一項、第一四条第一項に違反する違法なものであることも、明らかである。」

7. 以上により、「被控訴人は、控訴人が右各管理職選考の受験を拒否されたことによつて被つた精神的損害を慰謝するため、各二〇万円を支払うのが相当である。」

#### 【評釈】 判旨に若干の疑問。

東京地裁における本件の第一審判決（東京地判平八・五・一六、労判六九五号二二頁、判時一五六号二三頁、判タ九〇九号六四頁）は、定住外国人の公務就任権に対する初めての司法判断として注目を集めたが、それは、わずかに間接的に国の統治作用にかかわる職務については立法

政策の問題とするいわゆる許容説の見解を述べるにとどまるものであり、地方選挙権に係る平成七年二月二十八日の最高裁判決（最三小判平七・二・二八民集四九卷二号六三九頁）を念頭に置いているとうかがわれる内容であった。結果、原告の慰謝料等の請求はすべて退けられることとなつたため、同人がこれを不服として控訴するに至つたのが本件である。

右に見たように、本判決は、管理職選考の受験資格の確認請求については、平成七年度、同八年度ともに既に管理職選考が実施済みであることから、確認の利益がなく不適法であるとしてXの請求を却下している。しかし、損害賠償に係る判断において最大の争点となる定住外国人の公務就任権の憲法上の保障如何については、原判決よりも一歩踏み込んだ積極的な結論を呈示した。すなわち、判旨二に見たように、統治作用との関わり合いに依り、一定の職種については憲法第二二条第一項、第一四条第一項の「保障」が及ぶしたのである。この問題につき裁判所が憲法による「保障」にまで言及したのはこれが初めてであり、本判決の最大の意義はまさしくこの点に存すると言える。従つて、以下では、この結論に係る本判決の論旨の妥当性

について、若干の検討を試みることにしたい。

### 一、公務就任権の法的性格

一般に公務就任権については、その広い意味での参政権的な性格を理由として、外国人につき国民主権原理による制約が認容されやすい傾向がある。しかし他方で、憲法の基本的人権の保障は原則として外国人にも及ぶものとされ、職業選択の自由を憲法が保障している（第二二条一項）ことからすれば、公務への就任も職業の選択としての性格を有する以上、それを過度に制約することには疑義が生じる。これら二つの憲法的要請は、適切に調整されなければならぬと解される。

この点原判決も、職業選択の自由は外国人に対しても原則として保障されたとした上で、これに対する国民主権の原理による制約を論じるという構成をとっており、基本的理解としては、公務就任権の職業選択の自由としての性格を前提としていると思われる。しかし、その力点はもっぱら制約理論の方に置かれ、右の基本的理解は結局のところさして重視されていなかったようであり、その結果「許容」という消極的結論しか導出し得なかったものと解されるのである（参照、相澤直子「定住外国人に対する地方公

共団体管理職選考試験受験拒否―東京都（管理職選考受験資格）事件」（原判決評釈）法政研究第六四卷第二号（一九九七年）四二三頁）。

これに対して本判決は、一定の公務への外国人の就任につき職業選択の自由による保障を明確に認め、公務員の職務を分類してその範囲を明らかにしている。この職務の分類自体は、原判決も行っているところであり、また、従来主として行政実務において展開されてきた外国人の公務就任権に対する制約理論<sup>(1)</sup>においても、すべての公務就任について外国人が排除されていたわけではないが、本判決は分類された各公務に対する評価の段階に違いを見せており、それが「保障」と「許容」の分岐点となっている。すなわち、原判決や右制約理論が、間接的に統治作用に関わる公務員についても、抽象的な統治作用との関わり合いをもつて一律に外国人の就任につき否定的な態度をとるのに対して、本判決は、そのような公務員の職務内容の多様性や統治作用と関わり合う程度の強弱に鑑み、当該類型内での区別の必要性を指摘し、憲法上の「保障」の可能性を論じている。また、上司の命を受けて行う補佐的・補助的な事務やもっぱら学術的・技術的な専門分野の事務に従事する公

務員への就任について、原判決がなおも憲法上「許容」される」と述べるにとどめていたのに対し、本判決は、憲法による「保障」を明言するのである。

公務就任は、今や実際には職業の選択として捉えられる面が強いことや、公務員の職務内容が極めて多岐に亘り一律に論じるのは適切でないことに鑑みれば、本判決はこうした要素を顧慮する点において基本的に妥当であり、評価されてしかるべきところと言えよう。

## 二、国民主権原則による外国人の公務就任の制限

しかし本判決には若干の疑問がないではない。

既に見たように、判決は、外国人の公務就任に対する制約理論として国民主権の原理を論じているが、同原理の理解については、原判決の結論のみをそのまま採用している。すなわち、同原理に言う「国民」は特に説明もないうまま当然に「国籍保有者」を意味するとされており（判旨二一）、この点、原判決の方がむしろ比較的詳細に論じていたとすら言えるのである。このような判旨の「国民主権の原理」に係る部分については、右の説明不充分的点に加えて、君主主権の対立概念たる人民主権として登場してきたという同原理の歴史的経緯や、「被支配者の意思をもつ

て支配意思を形成する政治組織の形式原理」である同原理の「作動原理としての民主主義」（参照、手島孝『憲法解釈二十講』（有斐閣、一九八〇年）四五頁）が、政治的決定の影響を受ける者の当該決定への参加を要請するものとして理解されることからしても、原判決同様（あるいはそれ以上に）議論の余地がある。同原理が制約理論たる役割を担っていることに鑑みれば、その内容をより厳格に明らかにしておくかなければ、本判決が積極的に認めようとする外国人の公務就任権の憲法上の保障も、結局は相当な範囲において制限されることになるのではないかと懸念される。ところ、よりきめ細かな検討が必要であったように思われる。

また、特別永住者等の特殊な存在（いわゆる定住外国人）の問題に関して言えば、本判決は、地方公務員への就任について、「民主主義社会における地方自治の重要性にかんがみ、住民の日常生活に密接な関連を有する公共的事務は、その地方の住民の意思に基づいてその区域の地方公共団体が処理するという政治形態を憲法上の制度として保障しようとする」憲法第八章の地方自治に関する規定の趣旨に鑑み、特に「その意思を日常生活に密接な関連を有す

る地方公共団体の公共的事務の処理に反映させ、また、自らこれに参加していく」必要性があり、より広く認められ得るとして、一步踏み込んだ結論を呈示しているが、反面、国民権原理の解釈の文脈では同人に対する特段の配慮を否定している（判旨二一）。確かに、定住外国人を日本国民と完全に同一視することには無理があると解されるが、しかし、他方で、同人はその生活基盤を我が国に有している以上、日本という国家の政治的決定と無関係に生存することはできず、その影響を受けざるを得ないのであって、その度合いは決して小さくはない（たとえば、租税負担）。だとすれば、既述私見の民主主義及び国民権の理解に照らし考察するとき、定住外国人もまさにそこで言う主権者たる国民に、原則として位置付けることができるのではないだろうか。

以上のように、本判決は、制約理論としての国民権の原理の解釈について、依然、従来の「公務員に関する当然の法理」におけると同様のスタンスを採っているものと思われる、若干の危惧感を覚えるということに、ここで敢えて触れておく必要があると解する。とりわけ定住外国人との関連においては、単純に過ぎるきらいがあると感じられる

ことは看過し難いところと思われる。

### 三、外国人の公務就任権制約の法理

既に述べたように、外国人の公務就任につき日本国民（国籍保有者）と完全に同一に取り扱うべきとまでは解されないのであるが、以上の考察から、それを制約するに際しては、より慎重たるべきと思われる。従って、ここで外国人の公務就任権制約の法理について、一定の見解を提示しておきたい。

外国人の公務への就任も職業選択の自由により保障されるが、一定の職務についてはこれが及ばない場合がある。その区別の基準としては、基本的に本判決のそれが妥当するが、定住外国人については別途の考慮を要するところであり、より厳格な基準を用いるべきと考える。すなわち、定住外国人の公務就任権は、その生活実態と日本という国家との密接な関連性といった固有の事情に鑑み、職業選択の自由により原則として（日本国籍を有する）日本国民と同等に保障される。一定の職務については例外的にその保障が及ばない場合があるが、この例外は合理的かつ必要最小限のものとして限定的に理解されるべきである。これを若干具体的に述べれば、直接的に国家の主権・統治権の行使

や意思決定に関与する職務で、それが一旦行った行為の効果が国家の存立それ自体に極めて重大な影響を与えるものがこれにあたり（参照、相澤直子「定住外国人の選挙参加——ドイツの議論の示唆と日本国憲法解釈の視点——」九大法学第七一号（一九九六年）二二七頁）、また、当該外国人の母国の法制との関係で「国際的義務抵触」の問題を生じるときには、これへの配慮が必要とされる場合も考えられる（兼子仁『行政法学』（岩波書店、一九九七年）二八〇頁）。もつとも公務員の職務の多様性からすれば、実際問題としては、個別具体的な場面において外国人の就任が問題となっている職務について慎重に検討し、その都度判断していくのが適切であると思われる。

#### 四、本件に対する具体的判断

以上に述べてきたところに従って本件について検討するならば、本件選考に合格した結果任用されることとなる職務は、右の例外にあたるとは解されないもので、Xに対する受験拒否は不当である。また、選考試験合格後の取扱い（事実の概要四）に鑑みれば、Yにおける管理職任用の手続では事後的調整の余地を認め得るのであるから、受験申込すら受け付けなかったことには、一層問題があったと言

えよう。よって、本件受験拒否の違法性を認定し、Xの慰謝料請求を認めた判旨は妥当であると思われる。

本件は、現在、更に上告審で争われている。上述に指摘の疑問点を含みつつも、結論においては従来の通説の見解からすればいわば画期的とも言い得る本判決の判断が、果たして最高裁において維持されるか否か、極めて注目されるところである。

#### （注）

（一）外国人の公務就任に対する法律による制限は、衆参両院議員、地方公共団体の議会議員及び長（公職選挙法第一〇条）、外務公務員（外務公務員法第七条）、（衆参両院議員について右の制限があることにより、憲法第六七条に基づきその中から選出される）内閣総理大臣について具体的に存するが、一般的制限は、行政立法（人事院規則八一―一八第九条、各自治体の人事委員会規則及び試験要綱等の国籍条項）のレベルによく見出すことができるにとどまる。これに対し行政実務においては、右の行政立法による対応以前から、国籍要件を「公務員に関する当然の法理」とする見解が示されてきたのである。なおその詳しい内容については、前傾の原判決評釈（四一九頁）に紹介しているので、本稿では省略する。

(2) 行政実務の採用するいわゆる「当然の法理」における区別の基準は、当該職務が「公権力の行使又は国家意思の形成への参画」に携わるものであるか否かである。右のメルクマールに対して、学説は、その広範かつ抽象的な性格を問題視し、より限定的・具体的な基準によるべき旨を主張するが、それも程度問題であり、通説的見解は、外国人の公務就任に対する憲法上の権利としての保障を否定する。学説の若干詳しい紹介については、参照、前傾原判決評釈四二二頁。

(参考文献) 本文に引用のもののほか、

本判決の評釈として、

石川健治「外国人の公務就任権と地方公共団体の統治作用―外国人公務員東京都管理職選考受験訴訟」法学教室『判例セレクト'97』(一九九八年) 五頁

地裁判決の評釈として、

高橋正俊「自治体管理職選考における国籍条項の合憲性」ジュリスト一一一三三三号『平成八年度重要判例解説』(一九九七年) 一一頁

岡崎勝彦「外国人の公務就任権」―五・一六東京都管理職選考受験訴訟一審判決に即して」ジュリスト一一〇一号(一九九六年) 三五頁

その他のものとして

浜川清「外国人の公務就任権」ジュリスト増刊・成田頼明編『行政法の争点(新版)』(一九九〇年) 一四二頁

加島宏「定任外国人の公務就任権」徐龍達編『共生社会への地方参政権』(日本評論社、一九九五年) 一二九頁

新井信之「外国人・法人の「人権」」畑博行・阪本昌成編『憲法フォーラム』(有信堂、一九九四年) 七二頁

上村貞美「外国人と公務員」香川法学第一七卷第一号(一九九七年) 一頁